

【第7弾】栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金支給申請書

様式1

栃木県の要請に基づき、営業時間を短縮（又は終日休業）したため、協力金を申請します。
 なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 3 年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

下記のいずれかに該当すれば中小企業となります

業種	資本金 又は出資金	常時使用する 従業員の数
飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

記

※「申請者住所」「申請者名」は、添付の営業許可証記載の「営業者住所」「営業者氏名」としてください。

申請者情報	申請者住所 (※)	フリガナ										
		住所	〒									
	申請者名 (※) (法人名又は 個人事業主名)	フリガナ										
		氏名										
法人情報 (法人の場合のみ)	フリガナ											
	代表者氏名											
	資本金 又は出資金		円	常時使用する 従業員数		人	大企業・中小企業 (該当する方に○)					
	法人番号											
担当者	担当者名	所属								フリガナ		
										氏名		
	担当者連絡先	固定電話								携帯電話		

※申請に不備がある場合に連絡しますので、連絡先は必ず記入してください。

営業時間短縮（又は終日休業）した店舗について、記入してください。

※複数店舗を申請する場合は、店舗ごとに申請書を作成してください。

店舗情報	対象店舗	フリガナ										
		店舗名										
		フリガナ										
		住所	〒									
		営業時間 短縮要請に 応じた期間	令和3年10月1日（金）から令和3年10月 日（ ）までの全 日間									
		とちまる 安心認証店 の場合記入	とちまる安心認証店を <input type="checkbox"/> 9月30日までに取得 <input type="checkbox"/> 10月1日以降に取得（認証ステッカー掲示日：10月 日）									

1日当たりの協力金額を下限額で申請する場合は「下限額申請時の支給額早見表」を参照し、協力金支給額を記載してください
 また、下限額以外の金額で申請する場合は、支給額計算シートで算出した協力金支給額を記載してください。

協力金支給額（合計）	0 0 0 円
------------	---------

協力金振込先

指定金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号 (左詰で記入)
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所				
口座名義人 (カタカナ)					

※ 預金種目は、次のコードをご記入ください。：1 普通、2 当座、4 貯蓄

※ 振込先の口座は依頼人（申請者）本人の口座に限ります。（法人の場合は当該法人の口座に限ります。）

※ 振込先の口座番号・口座名義人の確認のため、通帳の表紙と1枚目の見開きページ（上下）をコピーして添付してください。

※ ゆうちょ銀行の金融機関コードは「9900」です。ゆうちょ銀行の預金種目は、次のコードをご記入ください。：総合口座・通常貯蓄→1 普通、振替口座→2 当座、通常貯蓄貯金→4 貯蓄

※ ゆうちょ銀行の支店名・支店コード・口座番号の記載は、「参考：ゆうちょ銀行の支店名・支店コード・口座番号の確認方法」をご参照の上ご記入ください。

同意すべき事項（全て必須。確認の上、必ず□にチェックを記入（☑）してください。）

※全てにチェックがない場合は協力金の支給ができません。

- 申請書の記載内容について、事実と相違ありません。また、10月14日以前に申請する場合は、これらのことを引き続き遵守します。
- とちまる安心認証店以外においては、通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っています。また、とちまる安心認証店においては、通常21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っています。
- 対象店舗に係る食品衛生法に基づく営業許可証に記載されている営業者です。
- 対象期間より前に必要な許認可等を取得しており、対象店舗において営業の実態があります。また、当該許可の有効期限は令和3年10月14日（時短営業要請期間の最終日）以降です。
- 対象店舗において、栃木県の要請に基づき、通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていたとちまる安心認証店以外の飲食店等は、対象期間の全期間、5時から20時までの間に営業時間の短縮（これより短時間の営業や終日休業を含む。）を実施しました。また、通常21時から翌朝5時まで営業を行っていたとちまる安心認証店は、5時から21時までの間に営業時間の短縮（これより短時間の営業や終日休業を含む。）を実施しました。
- 酒類を提供するとちまる安心認証店以外の飲食店等においては、酒類の提供時間を11時から19時30分までの間としました。また、とちまる安心認証店においては、酒類の提供時間を11時から20時までとしました。
- 飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用を行っておりません。
- 従来の営業時間及び営業時間の短縮（休業）の状況等が分かるよう、店舗又は店頭に表示しました。また、とちまる安心認証店においては、要請期間中、とちまる安心認証店の認証ステッカーを掲示しました。（休業した飲食の場を提供するキッチンカー等は除く）
- 月次支援金（10月分）及び栃木県地域企業事業継続支援金（10月分）の支給を受けていません。
- 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示しています。
- 『「新型コロナ感染防止対策取組宣言」飲食店のチェックシート』に従って感染防止対策の徹底を図るとともに、当該チェックシートを店舗内の従業員の目に触れやすい位置に掲示しています。
- 「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動に賛同し、この運動のチラシを店内に掲示しています。
- 業種別ガイドラインを遵守しています。その他、まん延を防止するために必要な措置を実施しました。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しません。また、上記内容に該当しないことを確認するため、栃木県が栃木県警察本部に照会することについて承諾します。
- 申請内容の証拠書類を保存するとともに、栃木県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の返還に応じるとともに、加算金を支払うこと及び店名等を公表することに同意します。
- 支給決定後、関係市町が本協力金に関連する事業を実施するために、申請情報の求めがあった場合には、国や関係市町に提供することに同意します。
- 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- 営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することに同意します。